

令和8年6月1日からの失格基準価格・低入札価格調査基準価格〈算出例〉 受注希望型競争入札(総合評価を含む) 工事編

(100万円からWTO適用基準未満)

- 1 入札書比較価格10,000,000円の工事を例に失格基準価格・低入札価格調査基準価格を算出します

予定価格	11,000,000
入札書比較価格	10,000,000

以下のような10者の入札があった場合

No.	会社名	入札金額(税抜き)	応札率
①	A者	8,580,000	85.80%
②	B者	8,700,000	87.00%
③	C者	9,000,000	90.00%
④	D者	9,210,000	92.10%
⑤	E者	9,520,000	95.20%
⑥	F者	9,580,000	95.80%
⑦	G者	9,600,000	96.00%
⑧	H者	9,620,000	96.20%
⑨	I者	9,770,000	97.70%
⑩	J者	10,100,000	101.00%

- 2 ⑩J者の入札金額は入札書比較価格を超えているため、また、①A者の入札金額は入札書比較価格の86%を下回っているため、算定対象から除外します。

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考
①	A者	8,580,000	入札書比較価格の86% (1円未満切り捨て) を下回っているため算定対象から除外
②	B者	8,700,000	
③	C者	9,000,000	
④	D者	9,210,000	
⑤	E者	9,520,000	
⑥	F者	9,580,000	
⑦	G者	9,600,000	
⑧	H者	9,620,000	
⑨	I者	9,770,000	
⑩	J者	10,100,000	入札書比較価格を超えているため算定対象から除外

- 3 算定対象の平均値を次式により算出します。

計算式

平均値: $\Sigma x / n$
 Σx : 算定対象者の入札金額の合計
 n : 算定対象者数

計算例

算定対象(③~⑩)の平均値を算出します。
 $\Sigma x = 8,700,000 + 9,000,000 + 9,210,000 + 9,520,000 + 9,580,000 + 9,600,000 + 9,620,000 + 9,770,000 = 75,000,000$
 平均値 = $\Sigma x / n = 75,000,000 / 8 = 9,375,000$ (小数以下切り捨て)

- 4 算定対象の標準偏差を次式により算出します。

計算式

$$\text{標準偏差 } \sigma = \sqrt{\frac{n \Sigma x^2 - (\Sigma x)^2}{n^2}}$$

n : 算定対象者数
 Σx^2 : 算定対象者の入札金額の2乗の合計
 $(\Sigma x)^2$: 算定対象者の入札金額の合計の2乗

計算例

算定対象(③~⑩)の標準偏差を算出します。
 $n = 8$
 $\Sigma x^2 = (8,700,000)^2 + (9,000,000)^2 + (9,210,000)^2 + (9,520,000)^2 + (9,580,000)^2 + (9,600,000)^2 + (9,620,000)^2 + (9,770,000)^2$
 $= 704,078,200,000,000$
 $(\Sigma x)^2 = (8,700,000 + 9,000,000 + 9,210,000 + 9,520,000 + 9,580,000 + 9,600,000 + 9,620,000 + 9,770,000)^2$
 $= 5,625,000,000,000,000$

$$\text{標準偏差 } \sigma = \sqrt{\frac{n \Sigma x^2 - (\Sigma x)^2}{n^2}} = \sqrt{\frac{8 * 704,078,200,000,000 - 5,625,000,000,000,000}{(8)^2}} = 345,181$$

(小数1位を四捨五入、整数止め)

5 平均値±標準偏差×1.5の範囲外にある入札金額を算定対象から除外します。

計算例

平均値+標準偏差×1.5=9,375,000+345,181×1.5=9,892,772

平均値-標準偏差×1.5=9,375,000-345,181×1.5=8,857,229

②B者～⑨I者のうち平均±標準偏差×1.5範囲外の②B者を新たに算定対象から除外します。よって算定対象者は③C者～⑨I者になります。

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考
①	A者	8,580,000	入札書比較価格の86%(1円未満切り捨て)を下回っているため算定対象から除外
②	B者	8,700,000	平均値-標準偏差×1.5範囲外のため算定対象から除外
③	C者	9,000,000	
④	D者	9,210,000	
⑤	E者	9,520,000	
⑥	F者	9,580,000	
⑦	G者	9,600,000	
⑧	H者	9,620,000	
⑨	I者	9,770,000	
⑩	J者	10,100,000	入札書比較価格を超えているため算定対象から除外

6 算定対象者の入札金額で、基準算定額を次式により算出し失格基準価格を算出します。

計算式

$$\text{基準算定基礎額} = \frac{\text{算定対象者の価格合計}}{\text{算定対象者の数}}$$

計算例

③C者の入札金額は90.5%相当額未満であるため、90.5%相当額以上の入札金額(④～⑨)で、基準算定基礎額を算出し失格基準価格を算出します。

$$\begin{aligned} \text{基準算定基礎額} &= \frac{9,210,000+9,520,000+9,580,000+9,600,000+9,620,000+9,770,000}{6} \\ &= 9,550,000 \text{ (千円の位を四捨五入、万円止め)} \end{aligned}$$

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考
①	A者	8,580,000	入札書比較価格の85%(1円未満切り捨て)を下回っているため算定対象から除外
②	B者	8,700,000	平均値-標準偏差×1.5範囲外のため算定対象から除外
③	C者	9,000,000	90.5%相当額未満のため失格基準価格計算から除く
④	D者	9,210,000	
⑤	E者	9,520,000	
⑥	F者	9,580,000	
⑦	G者	9,600,000	
⑧	H者	9,620,000	
⑨	I者	9,770,000	
⑩	J者	10,100,000	入札書比較価格を超えているため算定対象から除外

計算式

$$\text{失格基準価格} = \text{基準算定基礎額} - \text{標準偏差} \sigma \times 1.5$$

計算例

失格基準価格 = 9,550,000 - 345,181 × 1.5 = 9,030,000 (千円の位を四捨五入、万円止め) > 9,050,000円

※失格基準価格の下限値は90.5%のため、10,000,000円 × 90.5% = 9,050,000円 (下限値)

よって、失格基準価格は9,050,000円となり、この場合④D者が落札候補者となります。

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考	結果
①	A者	8,580,000	失格基準価格未満	失格
②	B者	8,700,000		
③	C者	9,000,000		
④	D者	9,210,000		
⑤	E者	9,520,000		
⑥	F者	9,580,000		
⑦	G者	9,600,000		
⑧	H者	9,620,000		
⑨	I者	9,770,000		
⑩	J者	10,100,000	入札書比較価格超	

7 算定対象者の入札金額で、基準算定額を次式により算出し低入札価格調査基準価格を算出します。

計算式

$$\text{低入札価格調査基準価格} = \text{基準算定基礎額} - \text{標準偏差} \sigma \times 0.5$$

計算例

$$\text{低入札価格調査基準価格} = 9,550,000 - 345,181 \times 0.5 = 9,380,000 \text{ (千円の位を四捨五入、万円止め)}$$

よって、低入札価格調査基準価格は9,380,000円となり、④D者は低入札価格調査基準価格を下回るため、低入札価格調査の対象となります。

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考	結果	低入札価格調査
①	A者	8,580,000	失格基準価格未滿	失格	
②	B者	8,700,000			
③	C者	9,000,000			
④	D者	9,210,000		落札候補者	調査対象
⑤	E者	9,520,000			
⑥	F者	9,580,000			
⑦	G者	9,600,000			
⑧	H者	9,620,000			
⑨	I者	9,770,000			
⑩	J者	10,100,000	入札書比較価格超		

参考

エクセル関数を利用して標準偏差を求めることもできます。

$$=STDEV(8700000,9000000,9210000,9520000,9580000,9600000,9620000,9770000)$$

$$=345,181 \text{ (小数1位を四捨五入、整数止め)}$$

※応札者が5者未滿の調査基準価格、失格基準価格は下記のとおりとなります。

また、5者以上、5者未滿を問わず、調査基準価格、失格基準価格は下限値を設定し、上限値は設定しません。

◎ポイント

○応札者5者未滿の場合

$$\text{低入札価格調査基準価格} = 93.0\% \text{相当額 (千円の位を四捨五入、万円止め)}$$

$$\text{失格基準価格} = 90.5\% \text{相当額 (千円の位を四捨五入、万円止め)}$$

○下限値

$$\text{調査基準価格の下限値} \quad 93.0\%$$

$$\text{失格基準価格の下限値} \quad 90.5\%$$

総合評価落札方式における価格点の算出例

パターン① 応札者5者以上 調査基準価格<価格点基準価格の場合

以下のように10者の入札があり、調査基準価格、失格基準価格が算定された場合

予定価格	11,000,000
入札書比較価格	10,000,000

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考	結果	低入札価格調査
①	A者	8,580,000	失格基準価格未満	失格	
②	B者	8,700,000			
③	C者	9,000,000			
④	D者	9,210,000			調査対象
⑤	E者	9,520,000			
⑥	F者	9,580,000			
⑦	G者	9,600,000			
⑧	H者	9,620,000			
⑨	I者	9,770,000			
⑩	J者	10,100,000	入札書比較価格超		

価格点基準価格	9,550,000	基準算定基礎額
調査基準価格	9,380,000	>93.0% 9,300,000円
失格基準価格	9,050,000	=90.5% 9,050,000円

価格点最高得点:85点

入札価格が調査基準価格を下回る入札【該当:D者】

計算式

価格点 = 配点 × 入札価格 / 調査基準価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

計算例

D者: 85点 × 9,210,000 / 9,380,000 = 83.46点

価格点基準価格から調査基準価格までの応札は、一律、価格最高点

E者: 9,520,000円 85.00点 (最高得点)

入札価格が価格点基準価格を上回る入札【該当:F者~I者】

計算式

価格点 = 配点 × 価格点基準価格 / 入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

計算例

F者: 85点 × 9,550,000 / 9,580,000 = 84.73点

G者: 85点 × 9,550,000 / 9,600,000 = 84.56点

H者: 85点 × 9,550,000 / 9,620,000 = 84.38点

I者: 85点 × 9,550,000 / 9,770,000 = 83.09点

◎ポイント

価格点基準価格とは、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に定める**基準算定基礎額**のことをいいます。

本算定例では、上記6により算出された基準算定基礎額がこれに該当します。

価格点基準価格から調査基準価格までの応札は、一律、**価格最高点**とします。

なお、価格点基準価格が調査基準価格を下回る場合、価格最高点は調査基準価格のみが価格最高点となります。

また、5者未満の応札の場合も同様に、調査基準価格(93.0%相当額)のみが価格最高点となります。

価格点結果

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考	結果	低入札価格調査	価格点
①	A者	8,580,000	失格基準価格未満	失格		
②	B者	8,700,000				
③	C者	9,000,000				
④	D者	9,210,000			調査対象	83.46点
⑤	E者	9,520,000				85.00点
⑥	F者	9,580,000				84.73点
⑦	G者	9,600,000				84.56点
⑧	H者	9,620,000				84.38点
⑨	I者	9,770,000				83.09点
⑩	J者	10,100,000	入札書比較価格超			

パターン② 応札者5者以上 調査基準価格>価格点基準価格の場合

以下のように5者の入札があり、調査基準価格、失格基準価格が算定された場合

予定価格	11,000,000
入札書比較価格	10,000,000

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考	結果	低入札価格調査
①	A者	8,580,000	失格基準価格未満	失格	
②	B者	8,700,000			
③	C者	9,000,000			
④	D者	9,210,000			調査対象
⑤	E者	9,220,000			調査対象
⑥	F者	9,230,000			調査対象
⑦	G者	9,240,000			調査対象
⑧	H者	9,250,000			調査対象
⑨	I者	9,320,000			
⑩	J者	10,100,000	入札書比較価格超		

価格点基準価格	9,300,000	基準算定基礎額9,245,000円(調査基準価格が下限値未満)
調査基準価格	9,300,000	基準算定基礎額-0.5σ=9,150,332円(下限値93.0%未満)→9,300,000円
失格基準価格	9,050,000	基準算定基礎額-1.5σ=8,9660,995円(下限値90.5%未満)→9,050,000円

価格点最高得点:85点

入札価格が調査基準価格を下回る入札【該当:D者~H者】

計算式

価格点 = 配点 × 入札価格 / 調査基準価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

計算例

D者: 85点 × 9,210,000 / 9,300,000 = 84.18点
 E者: 85点 × 9,220,000 / 9,300,000 = 84.27点
 F者: 85点 × 9,230,000 / 9,300,000 = 84.36点
 G者: 85点 × 9,340,000 / 9,300,000 = 84.45点
 H者: 85点 × 9,250,000 / 9,300,000 = 84.54点

入札価格が価格点基準価格を上回る入札【該当:I者】

計算式

価格点 = 配点 × 価格点基準価格 / 入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

計算例

I者: 85点 × 9,300,000 / 9,320,000 = 84.82点 (最高得点)

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考	結果	低入札価格調査	価格点
①	A者	8,580,000	失格基準価格未満	失格		
②	B者	8,700,000				
③	C者	9,000,000				
④	D者	9,210,000			調査対象	84.18点
⑤	E者	9,220,000			調査対象	84.27点
⑥	F者	9,230,000			調査対象	84.36点
⑦	G者	9,240,000			調査対象	84.45点
⑧	H者	9,250,000			調査対象	84.54点
⑨	I者	9,320,000				84.82点
⑩	J者	10,100,000	入札書比較価格超			

パターン③ 応札者5者未満の場合

以下のように5者未満の入札があり、調査基準価格、失格基準価格が算定された場合

予定価格	11,000,000
入札書比較価格	10,000,000

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考	結果	低入札価格調査
①	A者	9,280,000			調査対象
②	B者	9,300,000			
③	C者	9,400,000			
④	D者	9,500,000			

調査基準価格	9,300,000	=93.0%相当額
失格基準価格	9,050,000	=90.5%相当額

価格点最高得点:85点

入札価格が調査基準価格を下回る入札【該当:A者】

計算式

価格点 = 配点 × 入札価格 / 調査基準価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

計算例

A者: $85点 \times 9,280,000 / 9,300,000 = 84.82点$

価格点基準価格から調査基準価格まで(9,300,000円同額)の応札は、価格最高点

B者: $85点 \times 9,300,000 / 9,300,000 = 85点$ (最高得点)

入札価格が価格点基準価格を上回る入札【該当:C者~D者】

計算式

価格点 = 配点 × 価格点基準価格 / 入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

計算例

C者: $85点 \times 9,300,000 / 9,400,000 = 84.10点$

D者: $85点 \times 9,300,000 / 9,500,000 = 83.21点$

No.	会社名	入札金額(税抜き)	備考	結果	低入札価格調査	価格点
①	A者	9,280,000			調査対象	84.82点
②	B者	9,300,000				85点
③	C者	9,400,000				84.10点
④	D者	9,500,000				83.21点